

花巻市結婚新生活支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年6月10日

花巻市長 上 田 東 一

花巻市結婚新生活支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 婚姻に伴う新生活の開始に係る経済的不安の軽減を図り、もって地域における少子化対策に資するため、新婚世帯を対象に、住居費及び引越費用に対し、予算の範囲内で花巻市補助金等交付規則（平成18年花巻市規則第61号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 継続補助対象世帯 令和3年度に花巻市結婚新生活支援事業による補助金を受給した世帯であって、その受給額が、花巻市が1世帯当たりの補助上限額として定める額に達しなかった世帯をいう。
- (3) 住居費 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に結婚を機に市内に新たに住宅を取得、又は賃借する際に要した費用のうち、当該住宅の購入費、建築費、賃料、敷金、礼金（保証金等これらに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料について、勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては当該住宅手当に相当する費用を、公的制度による家賃補助を受けている場合にあつては当該家賃補助

に相当する費用を、公的制度による仲介手数料の補助を受けている場合にあっては当該仲介手数料の補助対象経費に相当する額を除く。

(4) リフォーム費用 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの期間に結婚を機として実施した住宅リフォームのうち、住宅の機能の維持、又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等にかかる工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入又は設置に係る費用については対象外とする。

(5) 引越費用 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に結婚を機に市内の住居に引越しをする際に要した費用（当該住居に住民登録した者の引越費用に限る。）のうち、引越業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。ただし、公的制度による引越費用の補助を受けている場合にあっては当該引越費用の補助対象経費に相当する額を除く。

(6) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる世帯（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する新婚世帯とする。

(1) 補助金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）において、夫婦の双方又は一方が住居費の対象となっている市内の住居の住所に住民登録し、居住していること。ただし、規則第12条第1項の規定による請求の日においては、夫婦の双方が住居費の対象となっている住居の住所に住民登録していること。

(2) 婚姻日において、年齢が夫婦のいずれも39歳以下であること。

(3) 世帯の所得金額（令和3年分の夫婦の所得を合算した金額（夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職である場合にあっては、離職をした者に係る所得は算定の対象としない。）をいう。以下この号において同じ。）が400万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返還を行っている場合にあっては、新婚世帯の所得金額から令和3年中の貸与型奨学金の返還金の総額を控除した額が400万円未満であること。

(4) 申請時点において、夫婦いずれの者も納期限が到来している市税の滞納がないこと。

(5) 夫婦のいずれもが過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

(6) 岩手県が指定するセミナー（以下別表において「セミナー」という。）を夫婦のいずれもが受講していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する世帯は、補助金の交付を受けることができる。

(1) 継続補助対象世帯であること。

(2) 前項第1号、第3号及び第4号のいずれにも該当すること。

（補助金の交付対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住居費、リフォーム費用及び引越費用とする。ただし、継続補助対象世帯にあつては、令和3年度の申請において補助対象経費としたもの、及びリフォーム費用は対象外とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、住居費、リフォーム費用及び引越費用を合わせた額とし、次の各号に掲げる額を上限とする。ただし、継続補助対象世帯にあつては、当該額から令和3年度に受給した補助金の額を差し引いた額を上限とする。

(1) 60万円 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯

(2) 30万円 前号以外の世帯

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（提出書類及び提出期日）

第6条 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年6月15日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第5条の規定による申請に係る補助金の交付については、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第6条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出 期日
規則第 3条の 規定に よる書 類	花巻市結婚新生活支援補助金交付申請書 1 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（継続補助対象世帯にあつては提出不要） 2 夫婦の双方の直近の年の所得証明書（所得がない場合は、所得がないことを証明する書類） 3 夫婦の双方又は一方の市内の住所が記載されている住民票 4 夫婦の双方の市税の滞納がないことがわかる書類（納税証明書等） 5 （住居を購入した場合）物件代金の売買契約書又は請負契約書の写し 6 （住居を賃貸した場合）住宅の賃貸借契約書の写し 7 （住居を賃貸した場合）住宅手当の支給額がわかる書類 8 （住居をリフォームした場合）工事請負契約書の写し 9 （引越費用の場合）引越しに係る費用がわかる書類 10 （夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職である場合）離職票の写し 11 （貸与型奨学金の返還を行っている場合）	第1号	別に定める。

